

長期にわたって、わが国の歴史的な事実の上に立つて施行いたしておるものでございますので、その点に触れなかつたのではなからうかと思つております。

○東海林委員 歴史的に考えまして、競馬が競輪その他の競技と非常に違ひがあるというところはわかるのであります。しかし、戦前の競馬のやり方と現在のやり方を比べてみると、だいぶ違つた点があると思つてます。たとえば、戦前におきましては、御承知のように投機心をそそのかすことを抑制するといふような意味におきまして、配当がきまつても十倍といふような制限があつたように記憶しておりますし、また、現在競馬投票券の主たる地位を占めてゐる連勝式といふようなものもなかつた。また、競馬と競輪を比較してみますと、競馬は実際に出場する馬の当日の状況を見て、そして勝馬を予想するといふところに、一つの非常な特徴があると思つてますが、そういうような点を無視して、現在では場外投票場といふようなものが、競馬においても相当多数になつてゐる。しかもその売上高は、資料によつて見ますと、約四〇%にもなつてゐる。こういう点で、競馬が他の競輪その他の競技と大体同じじゃないかといふような考へ方が一般に持たれるようになり、一様にギャンブルと社会悪の対象として非難を受けておるといふ点があるのじゃないかと思つておられます。

従つて、ただいまのように、ほんとうに競馬といふものを健全なる娯楽として、また一面畜産奨励の財源として考へるというふうな立場をはつきりと堅持するとすれば、もう少しそういうやり方について考へるべきじゃないかと思つて、一部今回の改正においては、多少射幸心の過熱を防ぐといふ点は配慮されておるのではありませんが、今申し上げましたような点については、そういう点が欠けておるようには思つておられます。そういう点についての御見解を承りたい。

○河野国務大臣 私全く同感でございます。ただ遺憾なことに、と言つて言葉が過ぎるかもしれませんが、御承知の通りに競輪その他の競技がなかなか盛んに行なわれております。従つて、ただいまの御指摘の連勝式の問題についても、これをにわかに廃止することによつて馬券の売り上げが急激に減るだらう、開催が困難になるだらうといふような御意見も相当にあるわけでございます。従ひまして、私といつた式をやめるようにといふことの交渉もだんだんいたしたのでございますが、なかなか歩調がそろつていきにくうございます。しかし、目標とするとところは、ただいま御指摘になりました点を、その可能な方向にいきたい。場外馬券等につきましても全く同感でございます。必要な限度の売り上げでよろしいのでありまして、それをいたすに上り上げをふやすといふことに専念するといふ道はとりたくないと思つておられます。

○東海林委員 では次の質問に移りたいと思つてますが、今度の改正の中の重要な一つとして、地方競馬につきま

て中央に全国の協会を設けて、ここで一方においては騎手や調教師等の免許の問題、あるいは養成等の仕事をすると同時に、一面、馬の改良増殖、その他畜産の振興をはかる、こういうことになつておられます。従つて、各地方競馬の益金の中から一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

○河野国務大臣 私はむしろこの点に重点を置いて今度の改正を考えておるのでございます。と申しますのは、明

の設置といふようなことを考へております。ところが、これは三分の二を国庫補助によりまして、各畜産組合に技術員を設置することにいたしてあります。ところが、御承知のように、今日の畜産組合におきまして三分の一を負担するといふことはなかなか困難でございます。従ひまして、この資金を各府県に分けてやる、そして組合の負担に充てる。三分の二は国庫の補助金といふことで、まず組合の整備強化、技術員の設置等に重点を置いて、そして畜産の振興に寄与したいといふことを考へておりますので、奨励法その他が国との間に混濁を来すとか、もしくは事業団との間に混濁を来すとかいふようなことは、これは十分政府において指導監督をして、間違ひのないようにいたしますが、いづれにいたしましても、ただいま申し上げましたように、この資金を競馬のない地方に分配いたしまして、そして県の連合会もしくは下部団体等にも順次及ぼしまして、技術員の設置の資金、組合の経営費等に充てるようにしていきたい。こう考へております。具体的なものはまだ持つておりませんが、いづれにしても私としては、そういう方向で各組合の意見も承つて、そしてどういふふうにしたら一番有効に、また適切にいけるかといふことを十分研究して参りたい、こう考へております。

○東海林委員 この資金の使途に關連しまして、私は、事務当局の答弁の中に非常に疑念とした点があると思つて、それは、ただいまの大臣の御答弁のように、原則としては協会から助成するのは畜産団体、しかし場合によつては都道府県に対しても補助すること

があり得る、こういうような御答弁があつたのでございませう。私は、都道府県に対してこの種の法人からの助成を出すといふことについては、その出した助成の目的が完全にその通り実施されるかどうかについての監督指導といふようなことが、一体この法人として都道府県に対してできるのかどうか、こういう点を非常に疑問に思つたわけなんです。むしろ都道府県に対する助成といふようなものはあくまで国が責任を持つべきであつて、協会が都道府県に対して例外的といふような御答弁であつたやうであるが、しかし、そういう形は、行政との関連において考へた場合に非常に筋違いじゃないかといふ感じがするのでございませうが、この点、所管大臣として明確な御答弁をいただきたい。

○河野国務大臣 それは事務的に慎重にそういう答弁をしたかもしれないませんが、私としては、そういうことのないように、一々一組合のない果をどうするかといふようなことが出て参りますと、そこでやり場がないといふようなことになるといけません。このことをおそれて御答弁申し上げたのじゃないかと思つてますが、そういうことがないように、各府県の畜産組合を十分整備いたしまして、その組合を通じて畜産振興に寄与するといふ方法をとつて参るつもりであります。

○東海林委員 もう一点だけ伺いたいと思つてますが、ただいまの点と關連する問題でございませう。今回の改正ではないのでありますが、日本中央競馬会法の第三十六条におきまして、第二十七条で国庫に納付された中央競馬の益金の使途が明示されてゐるわけでは

そこで、今のような賞金制度だけで驕手以下調教師、馬丁全部まかなう、こういう制度というものをいま一度再検討する必要があるのじゃないか。それで明朗な競馬というならやはり公営化の線を、それらの縁の下の力持ちで動いておる人たちまでに公営制度というものをもっと徹底しなければいかぬんじゃないか。賞金制度であるために、結局厩舎もあまり著名でない、それから馬もあまりいいものを持っていないというところの馬丁が収入、生活権といふものを全然脅かされておる。そこ

いものさしを構へて、外國の……た結果、私はできるならば競馬場と厩舎とを切り離す。競馬場の周囲に厩舎を置いて、そして今のように一休になつて興奮するという格好は避けなければいかぬじゃないか。あくまでも馬丁は、遠隔といひましても、そう離れるわけには参りませんが、こういうすべての設備の整つておるときでございますから、少なくとも一里や二里は離れた場所であつこうだ。そこから外國流に當日走る馬だけが競馬場へ来ればよろしいのであつて、他は別のところでもつて育成、調教するというような姿にして、競馬そのものと馬丁とを切り離す。そして馬丁はどこまでも馬の育成をしていくことにすべきで

が、そこにギャンブル性は薄いという
ようなことを言いますけれども、今の
ように一つの概念でボス化されている
ところにあつたのではなかなかいきに
くいというふうに考えますので、できる
だけ早く——これについては各方面の
世論がすべてそうでございます。従つ
て、これにこたえて改善をすることが
急務であるということとは深く私も同感
でございますので、できるだけ各方面
の意見を伺つた上で改善さすように指
導して参りたいと考えております。

○中選委員 私の言うのは、そういう
大臣の言うような方法も一つの方法で
すが、私はむしろ調教師とか騎手とか
馬丁というものを、やはり公営化の線
の中で貫いてこれは国がめんどろを見

すよ。だから、さつき大臣の言うように、ダービーに勝てば二十万、三十万の金が入る。ところが悪い厩舎にいて馬の——悪い厩舎にはあまりいい馬も、大臣初め預けられないわけだ、やはり勝率の多いような厩舎へどうしても持ってくる。そうなるとやはり悪い厩舎の馬丁というものも調教師もなかなか生活が困難だ、つい馬券に手を出して馬券で勝負をするというようなことも出てくるのですから、むしろ私は国が一つ身分保障をしてやる、最低限度の身分保障は中央競馬会がやるのだ、そこまで踏み切らなければほんとうに因襲の深い封建制度の今の厩舎制度というものはメスが入れられぬじゃないか、そう私は考えておるのです。だから、

らそこまで大臣一つメスを入れる御意思があるかどうか。なかなかこれはむずかしい問題ですが、そうしないと表面はなやかで、裏で舞台回しをやっている人は生活権さえ脅かされているというふうな形では、私はよくないと思う。やはりある程度、調教師あるいは馬丁に対しては国が、中央競馬会そのものが見る、そこまで生活権は確保してやらなければ、私はおそらく今のままほっておいたら、この前一日休場ストライキをやったものが、もっと激化してくるのではないか、あるいは一週間なら一週間というものはできないような形にもなるのではないかと、このことを危惧しておるのです。だからそこまで一つ大臣、大臣の言ったそういう方法も確かに一つの漸進的な改善方法であるけれども、いま一步踏み込んだ一つの改善方法を考えなければいかぬ、そう考えるのですが……

○河野国務大臣 中澤さんの今おっしゃった点で、一つ御検討をお願いしたいと思いますが、馬主の側から申しますと、相当多額の投資をいたしておるわけでございます。ところが、多額の投資をいたしております馬主も、馬丁のよしあしが馬の勝敗を決する一番大きな要因である、従って馬丁の悪いものに当たったら馬は走らぬというくらいでございますので、これを競馬会の要員にして、そうして馬丁の割当を馬主は甘んじて受けるはずがないのでございます。監獄制度のようなわけにはなかなかいきにくいということと私は思います。私自身もそういうふうな感覚を持っています。現に農林省のやっております北海道の牧場でも、馬はなかなかつばな馬ができ

る、しかしあそこは組合ができて、うして世話の仕方が——組合ができてということとは少し語弊があるかもしれませんが、時間制度で馬の世話をされるということのために、競走馬としてはどうもいい成績を上げないというふうなことで、一応こちらへ参りましてから馬と馬丁さんとが一体になって、それこそ労働時間からいけばどういう時間になるのかしませんが、とにかく常に自分の馬というふうな気持ちでかわいがってこれを行えば、競走馬として能力の發揮は困難だと思ふのであります。従って大井その他地方競馬の方に置きまして、優秀な馬丁が馬を育てるというふうなことはしばしばいわれますので、公営競馬におきましても、そういう点、人馬の関係がどうなるかということが、非常に強く取り上げられなければならない問題でございますので、そこに馬主の側からも要望もござります。そこをある程度、今中澤さんのおっしゃる通りに、現に競馬会が介在して団体交渉等の始末はしておるわけでありますから、最低保障を競馬会がするとか、その上のプラス・アルファを馬主もしくは調教師がするとか、何らかの普通の雇用事情と違いましたものを、何か一つ適切なものを見出さなければいかぬのじゃないかと思ふのでございまして、なおよく十分検討いたしまして善処して参りたいと考えています。

○中澤委員 それは大臣が善処するといふからよろしいとして、わが党としては競馬というものの自体が、当初から議論を聞いていてだいたい第一条件が議論になったのですが、これは完全な一つ

の賭博である。特に昨日議論になった場外馬券などというものは、もう完全な賭博である。私も実は競馬は好きです。めったにお顔は合いませんが、大レースくらいは、一年に二、三回ぐらいいは、吸い上げられるファンの一人で、搾取される一人で、行っておるのですが、競馬というものは絶対に無理屈になっていく。私も一時自分で学生時代にやって、目黒に競馬場のあったころから夢中でやってみたのですが、もうからない。というのは、それははつきり一億の売り上げに対して二千五百万も要するに手数料を引くはねされてしまふ。そうすると相当競馬にこった経験者で、遊びに行く程度で、一日買うくらゐ数というものは興が乗ったときでも三くらゐ、まあ二くらゐでやめてしまふ。そうすると、しろうとの夢中になっていく連中は大体十くらゐ全部買わなければおもしろくないのです、頭にくいてくる。だから、ふうふう言いながら次から次へあの人込みの中をわけて買っているわけですが、平均しますと私は五くらゐに、なると思ふ。そうすると、実際の金というものは、一億の五分の一の二千万の金というもののしか実際は動いてないのです。売り上げの一億に対して二千五百万、一億に対する二割五分のピンはねの手数料をとるんだから、二千五百万とてしまふんだから、もうからない仕組みなんです。だから競馬はもうからないんだ、なるべくおやめなさい、こういうふうな一つ政府の方で大いにPRをしてもらって、こういうことを頭にきてやるのはやめろ、そういうことが私は正しいと思ふので

す。私個人とすれば、ファンで興味がありませんけれども、わが党としては、こういう賭博行為はもうやめるべきである。特に私は、一番悲惨に感じたことが一回あるのです。私はそれから非常に冷静になったのですが、中山競馬の帰りに電車に乗っておったところが、私の二、三人横にいた人が、ちょうどあれは春の競馬でした、暖かいころでしたが、窓をあけて鉄橋の上から飛びおりようとしたのです、競馬の帰り客が。それで幸いにしてみなが引きとめましたけれども、鉄橋のところへこすってこが半分大けがをしたという現場に私は居合わせたのです。私は表面へは出ないが競馬という賭博、競輪という賭博で破産、破滅したそういう事例が、きのう局長はそんな事例はないと言いますが、私は相当あると思うのです。ただ表面へ出ないだけでわれわれはこういう賭博行為というものは国がやるべきではない。だから、こういうものはやめるべきであるというのが私は正しい行き方ではないか、われわれはどういうふうにお考えになっておるか。これはやはり適当なレクリエーションだからやった方がいいとお考えか、できればこういう賭博行為というものはやめた方がいいというお考えか、そのお考えを聞かしていただきたい。

○河野国務大臣 先ほども申し上げたところでございますが、私は、国民の娯楽の中で比較的健全性のあるものである、またそういうふうなわれわれとしては十分心がけて指導して参らなければならぬ。その政府の指導よろしきを得ますならば健全な娯楽としてこれを助長して参っていいんじゃないか。反面、畜産振興、畜産思想の普及等に役立たせるという意味におきまして、国としてこれを続けていくことが適当じゃないか、こう私は考えております。ただし、ただいま中澤さんのおっしゃったように、場外馬券その他理由なしにギャンブル性を持ったものについては、極力これを避けるように順次改善をしていく必要があるという点は同感であります。なるべくそういう点を除去して、そして所期の目的を達成するように鋭意努力する必要がありますと考えております。

○中澤委員 最後に一点だけ伺いしておきます。私もたまたま大レースなどへ行くのですが、これは河野さんの馬だということをよく聞くのです。だけれど馬主を見ると河野一郎と書いてないのです。ただ河野さんの馬だといううわさを聞くだけです。あれはどういうわけなんですか、はつきりと河野一郎と書いておやりになったらいかがですか。

○河野国務大臣 私、大臣をいたしておりませんときは河野一郎ということをやっております。しかし、大臣に就任いたしますと同時に、自分の名前にしておくことはいろいろ調教師その他競馬においでになる方々に対しても混淆して適当ではないという考えのもとに、自分の家内の名前に名義を変更して競馬に参加するというようにいたしております。これのよしあしは人によっていろいろ判断はあると思いますが、私はそういうふうな考えのもとに名義の変更をいたすことが適当であらうと考えて、名義の変更をいたしております。

○野原委員長 他に御質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○野原委員長 これより本案を討論に付します。

討論の申し出もないようでありますので、これより直ちに採決に入ります。

競馬法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○野原委員長 この際玉置一徳君外一名より、自由民主党及び民主社会党共同提案にかかる本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨弁明を許します。玉置一徳君。○玉置委員 私は、自由民主党並びに民主社会党、両党を代表いたしまして、競馬法の一部を改正する法律案に附帯決議を付するの動議を提出いたします。

案文を朗読いたします。
競馬法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり、左記各項の実現にいかんなきを期すべきである。

一、成長部門としての畜産の振興のため、政府は積極的な予算措置を講ずべきであるが、さらに中央競馬会法第三十六条に規定する国庫納付金の畜産振興費への充当額は、これが上積みという趣旨で措置すること。
二、都道府県が行なう地方競馬の益金については、中央競馬会の国庫納付金の使途にならない、これを主として畜産振興のための経費に充当するよう指導すること。
三、地方競馬全国協会の行なう畜産振興のための助成事業については、国及び都道府県が行なう畜産行政と十分な調整を図ること。
四、地方競馬全国協会の運営が適正に行なわれるよう十分な指導と監督を行なうこと。
五、勝馬投票方法については、射幸心の過熱を抑制し、かつ、紛争の発生を防止するよう措置すること。
六、競馬場の環境については、競馬場が国民の健全な娯楽の場となるよう、その施設の改善及び場内秩序の保持等を強力に行なうこと。
なお、施設の改善のための資金に充てるため、日本中央競馬会法第二十七条に規定する剰余金の国庫納付については、これを改善する措置を検討すること。
七、場外馬券発売所については、競馬のと博性を抑制するため、漸次施設の縮小をはかり、将来はこれが廃止の方向において検討すること。
八、厩舎制度の近代化をはかることにも、調教師、騎手及び馬丁並びに競馬場従業員等の身分の安定、福祉の向上等をはかること。
右決議する。

昭和三十七年三月十六日

内容は、過半の賛成並びに答弁によりまして明らかでございますので、これを省略いたします。

何とぞ満場の御賛成をお願い申し上げます。

○野原委員長 採決いたします。

玉置君の動議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多数。よって、玉置君の動議の通り本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、政府当局の所見を求めます。河野農林大臣。

○河野農林大臣 ただいま御決議になりました点は、いずれもごもっともでございます。われわれもこれに賛成でございます。この趣旨を十分体しまして競馬の改善に努力いたしたいと考えております。よろしく御協力をいただきます。

○野原委員長 なお、本案議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○野原委員長 次に、農林水産業の振興に関する件について調査を行ないます。

本更津等におけるノリの被害の問題及び大豆、菜種の交付金の問題等について質疑の通告があります。これを許します。

します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 過般、千葉県下における米国の油送船イール・クリエ号の座礁に伴う多量の油の流出によって被害を生じた面につきまして、本委員会においても、皆様方の御理解を得てこれを取り上げたわけであります。

それから若干時日も経過しております。同時にこの問題は、被害額においても、沿岸漁民の関係者の数においても、きわめて深刻な問題であります。たしか、きょう参議院の農林水産委員会においては現地調査を行なうという運びになっておるように承っております。

本委員会においても、もちろん現地調査等を行なうべきであります。国会の審議その他の関係でいまだその時期に至っておりませんけれども、この機会に、過般私が本問題を取り上げて、農林省、外務省、調達庁等に善処を要望しましたその後の経過について、まず承りたいと思うわけであります。何と申しまして、これは過般の委員会でも明らかにいたしましたように、対アメリカの関係という問題が一つあるわけであります。その点につきましては、外務省、農林省等で、特にアメリカ大使館を通じて、話し合いによってこの問題の対アメリカ関係の損害の賠償については処理をするという方向で進んで参っておるわけであります。

まずこの点の経過について、現在どういうことになっておるか、お答えをお願いしたいと思います。

○西堀委員 本件につきましては、この前も本委員会において御説明申し上げましたように、外務省が水産庁から御連絡を受けまして、さっそく検討いたしました点は、本件が在日米軍の

地位に関する協定、これによってカバーされるものではないかという点でありました。ところが本件は航海用船という条件で米軍が油を運んできて、それを荷おろしたとされたあとで起きた問題ということがわかったわけであります。この航海用船の条件によりまして、荷おろしをいたしましたあとは、もうその船舶の運営者には責任はないということになるわけであります。

そういたしますと、在日米軍の地位に関する協定の第十八条によりますアメリカ側に全責任がありといたしますれば、七五%をアメリカが負担し、残りの二五%を日本が負担する、こういう事項は適用がないということが判明いたしましたわけであります。

従いまして、そうなりますと、結局これは実際に被害を受けられたところの漁民の方々、それから船舶の所有者との間の純粋の民事事件として考えなければならぬということが判明したわけであります。しかしながら、何分にも関係しているところの漁民の方々の窮状が非常なものでございまして、それにまた、これに関係しておられます漁民の数というのが非常に多いわけでございします。これを放置いたしますと、いたずらに反感感情というものが起るものではないか、われわれこう考えましたものでございしますから、さっそくアメリカ大使館に連絡をいたしまして、関係の書記官を呼び寄せまして、私から、これを何とか示談で円満に解決をはかるように御尽力願いたいというこ

とを申し入れたのでございます。それに対しまして、当初は担当の書記官も、これは完全な民事事件であるから、政府が介入することは厳格に申す

と困難ではないかということでありましたけれども、

〔委員長退席、丹羽（兵）委員長代
理着席〕

こちらからる説明いたしましたのに
対しまして、アメリカ側も本件をでき
る限り法延したとすることなく、示談
のできるだけ早く解決をして、関係の
漁民の方々の窮状を一日も早く救いた
いということに賛意を表しまして、
さっそくアメリカ大使館の方から本
政府すなわち国務省の方にも連絡し
ようでございます。その後アメリカ大
使館の方から連絡して参りまして、新
たに判明いたしました事実がございま
す。それは、本件船舶の所有者と漁民
の方々との間の交渉になるわけでござ
います。幸いと申しますか、この船
は保険がかかっておりまして、その
保険会社はプロテクション・アンド・
インデムニティ・クラブス、これは主
としてトランプが加入している相互
保険団体のようなものでございまして、この
保険会社にもうすでに連絡済みでござ
います。そうしてこの保険会社の言
いますのは、本件の損害についてもそ
の保険が十分カバーしている、こうい
うことでございます。従いまして、今
後は直接的には本件関係の漁民の方々
とこの船舶の保険をかけておるところ
のプロテクション・アンド・インデム
ニティ・クラブスとの間の事件として
解決がはかられるということがわかっ
た次第でございます。

○伊東政府委員 ただいま外務省の方
から御説明いたしました通りでありま
して、それに基づきまして私も県から
報告を受けておるのでございませ
うが、先方の代理人と、被害を受けまし

た漁業者の代理人、これは弁護さんで
ございまして、両方で今話し合いに
入ったという報告は受けておりま
す。また、その際に控えの鑑定人とし
まして水産大学の殖田教授であります
とか、あるいは千葉県の内湾水産試験
場長という方々に控え鑑定を頼ん
だらどうかというようなことで、交渉
もしておるというように話でございま
して、連絡がございまして、従来のこ
の種事件に比較しますと、割合誠意を
持つて話し合いに應ずるのじやなか
うかというような感じを私は私ども
持つております。

もう一つ、県の方からの報告でござ
いまして、先般漁業者の報告で参りま
すと、大体六億七千万円くらいの被害
じやないかというのを漁業者は言っ
ておたのでございましてけれども、県
が報告を一応持つてきておりまして、
これは若干今後異同あるべきというよ
うな注釈がついておられますが、三億六
千万円くらいの被害ではなからうか。
ただし今後若干の異同はあるというよ
うなこと被害の報告を持つて参って
おります。そのほかにも県としまして
は、県でやること、あるいは国でやる
ことというように希望を出してござい
ます。国に對しましては、資材で全然再
使用ができなくなったというものを購
入する場合に、国が三分の一の補助を
してくれぬかというようにことを言っ
ております。県としましては、毎年毎
年更新するということであれば、こう
いうものの利子補給、金融に對する利
子補給でありますとか、あるいは早く
収入が入りますように、貝の解禁日を
早める、早くとるということで三月か
ら解禁日を検討いたしております。そ

ういうことによりまして、少し貝をよ
けいとするというようにになります
ので、今後の貝類の種苗の購入費につ
いて県が補助しようというような案を
持つてきております。漁場の清掃等に
つきましては、まだ県としてもどうす
るか対策が立たぬので、これはいろいろ
の相談に参るといふようなことが今県
から報告されております。であります
ので、従来の油の被害よりは若干先方
も誠意を持つて話に応じようというよ
うな態度が、従来の例とは違うのでは
ないかというように私は考えてござい
ます。

○角屋委員 今の外務省、水産庁の御
答弁で、従来の経過というものにつ
いてはある程度明らかになってきたわ
けですが、ただここで一つお聞きした
いのは、この前、私と湯山さんが取り上
げたときにも、やはりこれは沿岸漁民
の、米国の油送船に伴うところの被害
の問題であつて、国民の生活を守ると
いう政府の立場から見て、当然これは
政府の責任において、あくまでも対ア
メリカの関係、あるいは国内問題と
か、こういうものは処理すべきもので
あろう、こういうことを言ったのに對
して、そういう考え方で今後臨んでい
きたいのだ、こういうことを申された
わけでございます。そこで、今外務
省、水産庁の方からの御答弁をお伺
いしておりますと、いわゆるアメリカ
側の問題については、船主あるいはそ
れがかかっている保険会社、そして
千葉県の関係漁民、こういう関係もこ
れから代理人を通じて話し合いにな
っていくのだ、こういうお話でござい
ましたが、こういうアメリカの関係の船
主あるいは保険会社の関係のみなら

ず、法的に在日米軍の地位に関する協
定の解釈の問題でいろいろあります
けれども、問題の起こってきたこの米
国油送船というものは、やはり米軍と
雇用関係の中で、帰路ではあります
けれども、こういう問題が生じてきた。
従つて、対米軍の関係については、法
的な問題はいろいろむずかしい点もあ
りますけれども、道義的な面から見
ても、やはりこれを最初から放棄して
しまふという形じやなしに、政府の
ルートを通じて対米軍の関係について
も道義的な立場からの保険損害に對す
る補償ということについては努力をす
べき性格の問題ではないのか、こうい
うふうに思ふわけですが、その点はい
かがですか。

○西堀説明員 ただいまの点でござい
ますが、これは米軍の雇用関係に入
っているのではないかと仰せでござ
いますけれども、法的に申しますれば
あくまでもやはり航海用船というもの
が、条件がそうなっております以上、
その点を法律的にわれわれとして強く
先方に言うわけには参らなかつた次第
でございます。しかしながら、やはり
航海用船の条件がそうはなつていて
も、元をたせばその用船があつたた
めに、こちらへ来てそれを荷おろしし
て帰るとなつたわけでありまして
から、仰せの通り道義的には十分に向
こうにその責任感を強める意味で、實際
に私担当の書記官を呼びましたときに
もその点は仰せの通りのラインでい
たのでございます。それも一つの要素
となつておると思ひますが、本件に
関しましては水産庁長官も言われまし
た通り、従来になくアメリカ側の立場
も非常に協力的、協調的でございます

て、国務省に對しても非常に強く電報
を出したと、それでその電報の返答は
とりあえずは事実関係の保険会社の関
係でございましてけれども、おつけそ
れに對する回答もくるかと思ひます。
そのときにはまた御報告申し上げたい
と思ひますけれども、われわれとい
はしても十分に、米軍が、元をた
せばそのために来たんだというよう
な点は十分に強調いたしましたような次第
でございます。

○角屋委員 先ほどの、いわゆるアメ
リカ側の船主あるいは保険関係の代理
人とこちら側の関係漁民の代理をする
者との話し合いを始める段取りにな
つてゐる、こういうお話でございま
す。きょうは千葉県の現地側からも富
津の関係あるいは木更津の関係双方
も来ておりますけれども、お話を承
りますと、富津の関係についてはそ
う関係で段取りを進めるといふよう
に承りましたが、木更津の関係では
そういう段階までいっていない、こう
いうような話のように承つておるわけ
ですが、それらの問題については十分実
態を御承知なんでしょうか。

○伊東政府委員 木更津地区と富津地
区の問題でございまして、考え方はま
だ県の中で統一がとれていない点が若
干あるのじやないかという気がいた
します。これは訴訟というやうな問
題でいくか、そうじやなくて、まず国
が全部見ろというやうな主張をするか
というところで、県内の漁民の間でも
ニュアンスが違つてきたということを
私聞いております。先生おっしゃいます
ように、最初から訴訟でやるべきだ
というのを主張しておりますのは富津
地区でございまして、その地区につ

して先ほどのような手はずが進んでおるといふことを聞いております。

○角屋委員 これは双方の代理人人間の話し合いということが今後かりにおぜん立てができて進められる場合にも、本問題の性格から見ても当然私が冒頭に主張したように、あくまでも政府の責任において、外交ルートの問題については外務省、あるいは被害者その他の実態の問題については水産庁、こういうところが十分中に入り、あるいは対アメリカの関係の折衝の責任の立場に立つてこの問題を進めていく、こういうことでなければならぬと思うのですが、今後のかりに代理人対代理人の話し合いが進んでいくという場合においても、やはり対アメリカの関係においては日本の政府が責任を持って双方の話し合いの最終結着までめんどろを見ていくのだ、こういう点はどうかのです。

○伊東政府委員 水産庁としましてはおのの代理人同士の話し合いで事が終わってしまつて、一切あとは協力せぬといふことは決して考えておりません。これは県とも連絡してあるのでございますが、逐一話し合いの状況等は報告をしてもいいまして、私もまた出る場面があれば出て応援をしようといふような考えを持ちまして、県にはそういう連絡をしております。私の方としましては、それがまた外務省を通して外交の問題で何か交渉していただくといふようなことがあれば、当然水産庁としましては外務省にお願ひするといふようなことになつてこようかと思ひます。

○西堀説明員 ただいま水産庁長官が申されましたように、外務省といたし

ましては水産庁からの御依頼を待つまでもなく、本件につきましては、もう十分承知いたしておりますので、最終結着を見るまでアメリカ政府とできる限りの介入、といひますと語弊がありまふけれども、インフリュエンスをお互いに政府として働かす、円満に解決できるように最善の努力をいたしたいと存じます。

○角屋委員 政府の方でそこまでまだ調べておられるかどうか知りませんが、今話に出ました船主側の保険関係の問題、これで今後話し合いをしていく場合に、大体被害額のどの程度までアメリカの保険関係でカバーできるといふふうに判断をしておられるかどうか。これは全然そういう方面の実態を精査せずにやるわけにも参りませんし、政府があくまで責任を持ってやつていくという場合には、向こうの保険関係においては、どういふ内容になつておいて、大体どこまでカバーできるのかといふ実態についても、十分やはり精査をしておかねばならぬかと思ふ。同時にその問題と関連をして、先ほど外務省の方でお答えになりましたように、もともこれは米軍のいわば要請による任務で動いておつた船であるからして、従つて、米軍の道義的責任といふ問題で補償の問題をどうカバーしていくか、あるいはどう処理をするかといふ問題をも全体的ににらみ合わせなければならぬ重要な問題の一つだと思ふのですが、その点については実態をどういふふうに把握をしておられますか。

○伊東政府委員 保険関係につきましてまだ幾らというふうに承知しておりますが、今までの経緯では実はこう

いふことがございます。漁民が被害額と言ひますのは約七億六千といふことを言つたことがございます。向こう側といたしましては七億六千をどういふも主張されるのであれば、これは民事訴訟なり裁判でやるほかないのじやなからうか、両方で話し合いをしていくといふことであれば、絶対七億六千といふことで固執せずに話し合いをしていくといふことであれば、話し合いで解決していく方がいひんじやないかといふことを先方が言つておられることは、それは知つておりますが、先ほど申し上げました保険関係は幾らかといふことまではまだ私存じておりません。

○西堀説明員 その点は先方にも調査方を依頼してありますけれども、今までのところ何らの情報も得ておりません。

○角屋委員 先ほど来水産庁長官の言われておる被害額の問題の算定でありまして、これはやはり今後いふゆる両代理人間で話し合う場合も、この油送船によるところの被害額が総額幾らであるかといふことが話の出発点になるわけですね。その問題について地元側では約七億円に上る被害額に達しておる、こういうふうに言つておりますし、また水産庁の長官が御答弁になられたように、県側では数字の異同はあるけれども大体三億六千万程度になるんじやないか、こういうふうに言つておられるわけですね。問題は、あの被害の出た時点における今後のノリの生産見込みといふものが何割まだ残つておるのか、こういう問題のいわゆる判断といふものが一つやはり問題になる。一体それはあと年産生産額の三割まだ期待できると見るのか、あるいは

四割期待できると見るのか、そういうこれからの生産見込みといふ問題が一つやはり被害算定のポイントになるわけですね。それらの問題も含めて、十分こちら側の綿密な調査といふものを、国際関係の問題でありますから、やはり水産庁としては県とも連絡をとる、時期を失しない段階までにびしつとした資料を整備すべきだと思ふのですが、その点の段取りはどう処理されるつもりか。

○伊東政府委員 県の報告は大体六割くらいの収穫が今までにあつた。今後の収穫はおそらくあまり伸びないのじやないかといふような前提に立つた報告でございます。先ほど申し上げましたように、被害の鑑定につきましては、非常にむずかしい問題がございますので、大学の教授なりあるいは試験場長という人に、名前まであげまして中に立つてもらつて調査するといふようなことでやつた方がいひんじやなからうかといふことを県も言つておりますし、私も、そういう方法でやるのが、第三者的といひますか、公正な数字が出るのじやなからうかと思ひまして、その鑑定を待つて、その額をもつて被害としていくといふふうなことにしたいといひんじやなからうかと今までは考へております。先ほど申し上げましたように、漁民が被害分と言ふ数字と、県の数字と食い違ひがございまして、最後はそういう鑑定人の被害の算定といふものが、私はその場合のものを考へる基礎となるといふふうに考へていつたらしいのじやなからうかと思ひまして、県とも連絡をいたしておるわけでありまして。

○角屋委員 今の被害の鑑定の水産大

学の教授あるいは内水面の千葉の試験場長の関係というのは、対アメリカの関係が話し合う前提に立つて、水産庁が県側と話し合つて取りきめた問題で

○伊東政府委員 これは私も県の方から報告を聞きまして、それでいいじやないかといふことを言つたので、事の起り方は県でございまして、県の話によりますと、日本側の代表者、アメリカ側の代表者両方が、こういう人を選んでやつたらしいじやないかといふことで大体話し合いがついて、御本人に交渉しようといふような段階になつておるようでございます。でございますので、そのイニシアチブをとつてやつておりますのは県でございまして、私も相談はもちろん受けております。

○角屋委員 対アメリカの関係では、被害の問題に対して一体何ほどの被害額に評価をするかといふ問題については、対アメリカの関係の交渉は政府の責任においてやるべきだといふ私どもの立場から見ても、やはり水産庁が中心になつて、今度の座礁によるところの被害が何ほになるか——もちろん直接的には、県なり地元関係なりが中心になつて調査なりをやらなければならぬけれども、権威あるものにするには、やはり水産庁が中心になつてこの問題の数字を取りまとめる、こういう気持ちでやるべきじやないかと思ふが、どうですか。

○伊東政府委員 私の方が直接乗り出しまして、被害がどういふ判定をいたしますよりは、私はやはり第三者が入りまして算定したものを両方がとつていくといふやり方の方が、両方が納

得しやすいのじやないかというふうには、実は思ひまして、県がそういう人を選ぼうという事について賛意を表したわけでございます。もちろん私も、県と一体になりまして、いろいろな交渉に応援をしていくという事には変わりございません。

○角屋委員 これは対アメリカの問題について、一体今後の見通しとして、いつごろまでに話し合いが妥結するであろうかという事は、やはり現地側としては見通しを持ちたいというところであらうと思う。私も、この問題についてははっきりした数字的な基礎の上に立って、とにかく四月と言わず、五月と言わず、なるべく早い機会に処理をする、こういうことではなければならぬかと思うのですが、今日アメリカの關係の話し合いを進めてみて、早期解決ということでき得る見通しになっておるかどうか、この辺の判断はどういうふうに見ておられますか。

○伊東政府委員 確かに時期の關係で、国がどういふ施策をとるか、県がどういふ施策をとるかという事が違つてくると思ひます。それで、私も、今先生がおっしゃいましたように、なるべく早く解決しますことが、あとで県なり国なりがやります措置との關係で好ましいことは、その通りでございますので、私も、今先生がおっしゃいますように、なるべく早く解決することには努力いたしますけれども、今ここで大体どのくらいという時期を申し上げるような段階には至っておりませんが、なるべく早く解決するような努力はいたします。

○角屋委員 結局、当面災害の生じた

現地においては生計の道を断たれたわけですから、従つて当面の生活資金の問題、あるいは立ち上がり資金の問題、あるいはまた資材の手当の問題、あるいは清掃の問題、さらには所得の大幅な減少に伴うところの税の負担に對しての減免の問題、各般の問題が當然出て参つておるわけでありまして、これは災害の場合に罹災民に對していろいろ措置を講ずるごとく、今回の総被害額が幾らになるかという問題については、いろいろこれから問題で数字を煮詰めるという事はありますけれども、一件で五億といふ、あるいは六億といふ、七億といふ被害といふものは、自然災害の場合でも非常に深刻な被害額といふ事に相なるかと思ひます。

従つてこういう資金面なりあるいはまた税の減免の問題なりということについては、それぞれ關係方面があるわけですので、これはやはり直接的には水産庁が責任を持って各般の問題についていろいろ折衝をし、また県あるいは關係市町村、沿岸漁民、こういうものの要望等も十分判断をしながらやっていかねばならぬ緊急の問題だと思ひますが、これらの問題について今日どういふふうに進めていくのか、その点を一つさらに明らかにしたいと思ひます。

○伊東政府委員 この前も申し上げましたように、一体被害は幾らになり、どういふ対策を國としてやり、県としてやたらにいかという仕分けをして、県から持つてきてほしいということとを言つておりました、出てきましたのが実は今週でございます。それを見ましても、先ほど申し上げましたように、貝類の購入資金は県によるとか、

國では全損した資材の購入資金とか、いろいろ仕分けがなされておるわけでございます。これは原因がはっきりしておりますので、原因を起した人にとの程度持たせるか、あるいは國なり県なりがどの程度応援をするかということにつきましては、もう少し時間をかけていただきたい。県はさしあたり若干の見舞金を出していくというふうな事になっておりますが、私も、これは県から仕分けしたものを受けて、大蔵省に報告だけしておりまして、まだ要求という段階に至っておりませんが、この中で考えられるものは國としてなるべく早く要求をしたいというふうにして参っております。

○角屋委員 さらに時をかりてもいいという長官のお話でありまして、水産庁としてこれとこれはぜひ一つやりたいというふうなことを考へておる内容は、どういふことですか。

○伊東政府委員 先ほどから申し上げておりますように、実は片方に幾らで示談になるかというふうなことも進んでおるわけでございます。それとの関連もありまして、実は今ここで、はつきり國としてどういふことを申し上げかねるでございますが、過去においてやりました事例等は、たとえば種苗の購入に補助金を出したとか、あるいは漁場清掃という意味で出したというふうな例はございます。例はございますが、今ここで國としてこれとこれは必ずやりますというふうに申し上げるには、もう少し時をかりていただきたい。これは県とよく相談をし、大蔵省ともよく相談して、また御返事を申し上げたいと思ひます。

○角屋委員 当面の生活資金あるいは

立ち上がり資金というふうな問題については、これは対アメリカの關係の話し合いの示談がまとまるまでというふうなうちに、緊急の問題の一つだと思ひます。この点はどうかと思ひます。

○伊東政府委員 これは組合は組合で清掃資金も借りるという計画があるという事は私も聞いております。生活資金につきましては、実は御承知のように自作農資金的なものも水産庁にはございせん。また自作農資金的なものも、これは大体天災の場合に出して、天災融資法等もまたしかりでございますが、國がそこで今すぐめんどろを見ようといふことはできません。実は県がその日の生計費になるというふうなことを早くしようといふことで、貝類の解禁日を早めて貝類の漁獲を早めるというふうなことをやつておるような次第でございます。

○角屋委員 災害の場合は、御承知のようにノリの災害等が生ずると、これは被害額の三万円以上という一つの限度がございまして、それ以上のものについては資材復旧については、これははつきり伊勢湾以来助成の道を開いてきておるわけですが、こういう問題等とも関連をして、やはり水産庁としては今回の問題は、これは人為的な災害であるけれども、しかし、現時として關係漁民に對する今後の再建の問題を水産庁としてどう考へていくかというその対策の基本方針としては、やはり天然災害と同じような気持で、罹災民のこれからの立ち上がりについても十分万全の措置を講じてやるといふこととでなければならぬのじやないか。県

側の仕分けをしたものを持つ、あるいはいろいろ折衝面があるから、さらに時をかりて下さい、実際の事務的な問題として私は答弁の内容は十分わかります。しかしやはりもう二月十四日に被害発生原因がありましてから相當に期間もたつておる。今のよう状況でいきますと、やはり直接被害を受けた沿岸漁民の立場というものを考えますと、なかなかじんぜん放置できない現状だといふふうな思ひ方です。こういう問題については先ほど来いろいろ指摘をしました点等について、水産庁は対アメリカの關係の問題は対アメリカの關係の問題としてすみやかにやつていくけれども、同時並行的に水産庁としてやらなければならぬ諸般の問題については適時適切に措置を講じていくということと、誠意を持ってやつてもらわなくちゃならぬのじやないか。資金の問題もありましよう。あるいは税の減免の問題もありましよう。その他各般の今後のノリ生産に對する態勢整備の問題もありましよう。こういういろいろ各般の問題について、現地側の暗い氣持になつておる沿岸漁民の方々が十分明るい見通しと展望の中で今後の仕事に励んでいくという態勢をやはりすみやかに作らなければならぬのじやないかと思ひます。が、そういう点でございます。

○伊東政府委員 おっしゃることでも、今も申し上げて、私も、今申し上げても、たとえば系統金融で幾らくらい借りたかといふようなものが具体的に、出てくれば中金に話さうか、そういうようなことはいはしたしと思つております。ただ、まだ県からまとめてこようというふうな金額について報告がこ

さいませんので、水産庁自身としてそこまでやっておりませんが、私どもとしては先生のおっしゃるようなことはよくわかりますので、具体的な金額その他が出てきた場合に、今の法律なり行政なりで許された範囲のことは私は最大のことをいたそうと思っております。ただ先ほど申し上げましたように、片方である損害額を算定し、一体どの部分に充てられるだろうかという話が進んでおります。際々で、おれの方はこれとこれをやるんだというのをちよつときめかねる問題がございますので、まだ大蔵省等に具体的な金額をはじいて要求はしておらないのでございますが、県からも今週になって数字が出て参りましたので、なるべく早く数字をまとめまして大蔵省とは話し合ひをいたします。

○角屋委員 本問題については過般の委員会でも取り上げましたし、さらに最近の情勢について水産庁、外務省等から経過並びに今後の考え方について承りまして、先ほど来申し上げておりますように、対アメリカの関係についてやはり米軍の道義的責任という問題も考えながら、単に船主それに伴うところの保険会社との双方の話し合ひというにとどめることなく、対アメリカの関係についての相対としての法的・道義的責任の問題についてやはり十分責任を果たしてもらおうということが、単にこの限定された問題だけではなしに、日米間の長期にわたる友好関係という問題からも非常に重要なことだというふうに思っていますので、特にこの点については、外務省の方で責任を

持って米軍の関係についても、あるいは大使館を通じてのアメリカ側の船主、あるいは保険会社の関係についても、問題の処理に当たっていくように努力をお願いしたい。同時に水産庁の関係については、対アメリカ関係のインタローグ・ジョン・マークというものがありませんけれども、しかし問題はそういうところまで時日待っておるわけにいかない非常に深刻な問題でありますから、県あるいは関係市町村、関係漁業協同組合、沿岸漁民、こういう関係の実態の上に立って適時適切に、打たなければならぬ問題については、その問題の手を打っていく。最終的なそれだけの出した金額その他についての処理をどうするかという問題があとに残つても、しかし当面打たなければならぬ問題については次々手を打ちながら、その手を打つ場合の双方の了解事項というものについては、場合によってはこういうことで最終的には処理をするのだということがあり得まして、手はおくなくてはならないというふうに思ふわけでありまして、その点について、さらに水産庁の今後国内問題としてこの問題に対する対策に遺憾のないようにしてもらいたいというふうに希望いたします、私の質問を終わります。

○丹羽(兵)委員長代理 米海軍との契約に基づく油槽船の座礁による千葉県下におけるのり等の被害の対策に関する件について、自由民主党、日本社会党並びに民主社会の三党を代表いたしまして、決議案を上程したいと思ひます。まず案文を朗読いたします。

○角屋委員 たいま委員長からお示す。

の、米海軍との契約に基づく油槽船の座礁による千葉県下におけるのり等の被害の対策に関する件について、自由民主党、日本社会党並びに民主社会の三党を代表いたしまして、決議案を上程したいと思ひます。

米海軍との契約に基づく油槽船の座礁による千葉県下におけるのり等の被害の対策に関する件本年二月十四日午後九時四十分頃千葉県富津町沖合で座礁したアメリカ海軍との契約に基づく油槽船「イグル・コリーヤ」の流した油による千葉県下関係沿岸地域におけるのり等の被害額は、高額のにぼり関係漁民の窮状は放置出来ない現状にある。

よって、政府は、左記事項について適切な措置を講じ関係漁民の生活と今後の再建に万全を期すべきである。

記 一、アメリカ側に対する損害の賠償交渉は被害の実態に則して速かに解決するよう努力すること。

二、関係漁民の当面の生活資金、立上り資金、漁場の清掃、資材対策、税の減免等については天災に準じて適切な措置を講ずること。

右決議する。以上であります。本決議案については、先般の本委員会においてもこの問題を取り上げましたし、本日さらに委員会のお許しを得てこの問題を取り上げたわけでありまして、事態については各委員御承知の通りであります。特に第一項の対アメリカの交渉の問題

については、すでに御承知の通り、日本の外務省、農林省等がアメリカ大使館を通じてアメリカ側に、単に今回の被害に対する賠償、補償ということだけではなしに、長期にわたる日米の友好関係、こういうことも十分配慮して、すみやかに善処するよう交渉が進んでおるわけでありまして、これらの問題については今後とも政府が中心になられまして対アメリカの関係については、被害を受けた沿岸漁民の要請に十分こたえる立場で解決するように努力を願わなければならぬ、かように考えるわけでございます。

第二項の問題は、対アメリカの関係の問題については早期に解決する方向で努力をされるわけでありまして、若干時間的な間合ひがあるということについては、当面の緊急対策を忘るてはならないと思ふわけでありまして、この点については、農林省の水産庁が特に中心になりまして、県関係、市町村関係、漁業協同組合、特に直接被害を受けた沿岸漁民の諸種の要望の点、つまりここに書いてありますように、当面の生活資金、立ち上がり資金あるいは漁場の清掃、資材対策、税の減免等の各般の問題につきまして、これは人為的な災害でありますけれども、天災の場合にはいろいろあたたかい各般の措置を講ずるということに相なるわけですが、この問題の処理にあたっては、やはり天災に準じた気持をもって、誠意をもって適切な措置を講ぜられるように強く要望したいと思ふわけでありまして、

本問題は千葉県下の関係漁民としては深刻かつ緊急な対策を急がれておる問題でありますので、何とぞ委員各位の御同意を得て満場一致御可決ありますように希望いたします。提案の理由の説明を終わります。(拍手)

○丹羽(兵)委員長代理 お諮りいたします。たいま角屋君から提案されました決議案を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○丹羽(兵)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、たいま決定いたしました決議の関係当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○丹羽(兵)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、たいまの決議に対する政府の所見を求めます。政務次官。

○川村(善)政府委員 油の流出によってのり等の被害を受けた漁民に對しましては、まことにお気の毒にたえません。政府といたしましては、できるだけの努力を払いまして皆さんのこの決議に沿ひ、善処したいと思ひます。

○丹羽(兵)委員長代理 足鹿健君。足鹿委員 私は、三つばかりの問題について、当面する緊急問題をお尋ねいたしたいと思ふのですが、一つは大豆の輸入自由化に伴う国産大豆、菜種の保護対策であります。第二の問題は、ビールの需要増加に伴う国産ビー

ル麦の増産対策と、業界が最近要請しているといわれる麦の輸入問題であります。第三は、本年度予算に計上されております三十億の麦転換奨励金をめぐり、関係各社にたいして、お尋ねいたしまして国内産の麦についてお尋ねいたすつもりであります。時間都合もあるようでありますが、最初、麦の輸入問題にたいして、経済局長並びに関係当局にお尋ねをいたします。

最近ビール需要が著しく増大をいたし、国内のビール麦の増産がこれに伴わないようであります。この原因については後ほどいろいろ申し上げたいと思ふのでありますが、当面伝えたいところによりまして、業界筋において約六万五千トンの麦の輸入の計画を立て、非公式に当局と折衝を開始しつつあると伝えられておりますが、六万五千トンと申しますと、トン二十五俵に換算をいたした場合、約四百四十万俵に当たる膨大な数量に上るものであります。これは国産麦の問題としましては、きわめて重大な関係を生ずると思ふのであります。そういう見地から、そのような業界の要望は当局としては受けておられますかどうか。この際関係局長からその内容等について明らかにしていただきたいと思ひます。

○坂村政府委員 ビール用の麦の輸入問題につきましては、先ほども御指摘でございますが、麦の輸入の問題は私のところから窓口になりまして、貿易関係の仕事をやっておるわけでございますが、私も何らそういう話は聞いておりません。

○足鹿委員 正式の申請はないとの旨であります。非公式にも全く話をし

ておられないのであります。伝えられるところによりまして、六万五千トンは少し多過ぎる、三万トン程度というふうな話も出ておるうちに、戻りたてたものであります。また、それが関係の所でありまして、今後そういう申請が出てきた場合に、当局としてはどうにか、それに対処される御所存でありますか、それもあわせて伺つておきたいと思ひます。

○坂村政府委員 あるいは貿易輸入の外割申請というふうな問題でございしますから、ビール会社、ビール協会等から係の方に、いろいろそういうふうな陳情とか何とかというふうなことがあるかも知れませんが、それは普通の仕事のことでございまして、モルト等の輸入という問題につきましては、昨年以來ビール会社等も年々設備を拡充いたしまして、そして国内産麦を使用、こういう方針で参つておるのでございまして、この点については、私どももそういうビール会社の考え方についても確認をいたしておるわけでございします。そういう事情からいたしまして、まだ具体的にどれだけ足りないかとか、あるいはどれだけ輸入したいかといふことは、私も部内でも一つも聞いておりません。

○足鹿委員 三十六年度に三万五千トンの麦を輸入しております。その際、来年からは輸入しないという、そういう考え方によって大規模の施設の増強、ビールの需要に備えて施設の増強が非常に進んできています。これは局長の御答弁でもうかがえますが、増強はしても国産麦を中心にや

るのだ、こういう約束が行なわれて今日に至つて聞いております。しかも、六万五千トンという膨大な数量を、非公式にもあれ、出していただくことについて、これは振興局の所管の国内麦の対策の面からも重大な関係が出てくると思ひますが、昨年麦の輸入の際に話し合つた線を堅持して、国内のビール麦対策、また小麦対策等を中心に、この際積極的な増産増勢を整へる、増産するために必要な諸条件をこの際解決していくべきではないかと考えられるのでありますが、両局長から、これに対する所見を伺いたい。

○坂村政府委員 御趣旨の通り、できる限り麦の転換という点もございします。国内産でビールの原料はまかなう、こういう方針で原則的に考えております。仰せの考え方は私もその通り考えております。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま経済局長から御答弁がありましたように、三十七年度においては、できるだけ自給するという前提で施設の増設につきまして指導をいたします。国内産麦についても、ビール用の増産をはかるべきである、こういうことで各県にも指導いたしまして、今お話しになりましたようなことで努力いたしていただくのであります。

○足鹿委員 経済局長は急いでおられるのであります。少し質問がつかうが、あなただけの所管を先にお尋ねをしておきます。

ビール麦問題の解決のために、従来から当委員会は相当の時間を費やして努力してきています。御存じのように系統共販が始まつて、一

方麦耕連を中心とする従来からの契約取引があつて、これをめぐつて幾多の紛争が続けられ、今日まで指導費の系統共販に対する未払いの問題等もいまだに解決されないままになっていることは御存じの通りであります。そういう中であつて、最近麦耕連の主要なる幹部の人々が、たとえば栃木の会長のときが、寿屋商店のビール会社創設について重役を就任するとか、あるいは栃木県の芳賀郡の水橋農協の組合長が、これまた前同様のその創設に参画し、役職につくというふうな事態が発生しまして、過般ビール麦生産者代表から質問書を提出して今日に至つておるのであります。申し上げるまでもなく、農協法四十二条の二に基づきまして、競合役員禁止事項があるわけでありまして、一方においては麦耕連の会長またはその要職にあつて、ビール会社と契約栽培の当事者でありながら、また一方においてはビール会社の役員につくということは、四十二条の二によつてこれを禁止しておることは御案内の通りであります。これらの点についてこのまま放任しておかれる所存でありますかどうか、この点を伺つておきたいのであります。

○坂村政府委員 御指摘の問題でございますが、麦耕連といふのは、御承知の通り農業協同組合法の協同組合じゃございせん。ですから、麦耕連の関係の者が別の加工の会社とどういふ関係になりまして、これは別の問題でございまして、あるいは御質問の誤りでありまして、農協中央会とか経済連とかそういうところの役員も兼ねておる、こういう問題じゃないかと思ひますが、そういう事実が、

一、二全国的に見ますとございします。で、こういう問題はたして協同組合の今後の姿としていいのかどうか、これは十分検討しなければならぬ問題だと思つております。しかしながら、ある状況を見まして画一的にこれをやるのはいかつかという点について、いろいろ問題がありますので、私もいたしましては実態を十分一つ調査しまして、そして、ものによつて非常に弊害のあるようなもの、あるいはほんとうに違法であるというふうなものにつきましてはきちんとした措置をとりたい、こういう工合に考えております。

○足鹿委員 先刻私の言葉が足りなかつたのであります。麦耕連の栃木の会長は栃木県農協界の重鎮といわれ、中央会、経済連等の会長も兼務しておられるやに聞いておるのであります。特に経済連なり中央会の会長という立場は非常に重要な立場でありまして、それが一方においては系統共販を進めつつある中であつて、みずから麦耕連の会長をやつて、しかも中央会は農協運動の健全な発展振興をはからなければならない重要な役職であるわけでありまして、ただ単なる簡単な役職ならばともかくも、ビール会社創設の重要な役割を果たし、しかも役についておるということは、画一的であるという個別のことでありまして、農協法の禁止規定に触れることは明白といわなければなりません。いわんや今までの委員会ではたびたびビール麦問題について論議がされ、参考人等もしばしば出席を求めて検討されて、全中対ビール協会の間に正式な解決のための契約が行

一、二全国的に見ますとございします。で、こういう問題はたして協同組合の今後の姿としていいのかどうか、これは十分検討しなければならぬ問題だと思つております。しかしながら、ある状況を見まして画一的にこれをやるのはいかつかという点について、いろいろ問題がありますので、私もいたしましては実態を十分一つ調査しまして、そして、ものによつて非常に弊害のあるようなもの、あるいはほんとうに違法であるというふうなものにつきましてはきちんとした措置をとりたい、こういう工合に考えております。

なわれても、それがいまだに実行されておられないという紛争のきなきにあるわけであります。従ってほかに例はあるのでありましようが、そういう経緯から見ても、この問題を今の局長の御答弁のように放任されるということについては、私は納得がいけないのであります。画一的という言葉でありますが、画一的であつてもなくとも現実にはそういう重大な立場の人が法に基いては、早急に適切な措置を講ずべきであると思つておりますが、講ずるための御用意があるかどうかということとをこの際明らかにしていただきたいと思います。すでに質問書も以前に出しておるわけですから。

○坂村政府委員 放任するつもりはございません。ただ事態をよく十分調査いたしまして、それに応じて適切な措置をとりたいというふうに考えておるわけでございます。

お言葉でございませうけれども、たとえば協同組合が自分の系統販売の一つの終末としたしまして、場合によつたら系統販売をやつたものについての加工設備につきまして別の会社を作る、その場合には別の会社に重役に入るといふような場合も例によつてはあります。いろいろそういう問題もありません。これはほかの会社の重役になつたからといって、はつきり違法だといつてきめつけるのがいかどうかといふような問題もありませんので、事態を十分調査いたしまして系統運動として適当でない、こういうふうな考えました場合には、一つ十分適切な措置をとりたいというふうに考えております。

○足鹿委員 私が申し上げておるのは農産物を加工する企業あるいは事業を興す場合に、相互がよく話し合いをして健全な農業の振興に寄与する、そういう見地から行なうものについて言つておるのではありません。現に系統共販を敷設してあるビール協会——いづれまた新しく創設される企業もこの協会に加盟所屬されることは明らかであると思つておりますが、友好関係の上に立つて相互が契約栽培のほんとうの目的を達成していくということとありまうならば、私があえてこれをここで取り上げる必要もなからうと思つた。しかし先ほどから申し上げておりますように、話し合いをしても公取から注意を受けても契約を結んでも一つの誠意を示さず今日まできておる今のビール企業の団体側の問題のある企業に協力をしていく、そしてその役職に就任するということは常識的に言つても——そのこと自体をあなたに追及しておるのではなく、政府は調査するまでもなくそれはよく知つておられるはずなんです。これらには相当の措置を加えて、そして反省せしめていかなければならない。政府には農協運動の健全な発展のために責任があるのではないかと私は申し上げておるのであります。調査をしてからだといふようなことでは納得ができません。その点に限つて少し御答弁を願ひたいと思つております。

○坂村政府委員 いろいろ今後にも影響する問題でもございませう、事態を慎重に調査いたしましてやるなら適切な措置を講ずる必要があると思つております。先生のおっしゃる前の事態につきまして、たとえば栃木の例で申し上げ

げますと、麦耕連の会長と中央連の会長とを兼務しておるのがはたして違法であるかという問題が前にございまして。そういう問題につきましては実態の調査をし、いろいろ法律論も検討いたしたのでございませうけれども、なかなかこれについてそう簡単に踏み切つて違法だとか違法でないとかいふのがはたして適当であるかどうかという点について疑問がございまして、そのまゝになつておつたわけでございます。すけれども、最近のそういう新しい会社を作つてそれに重役として入るといふような問題につきましては、新しい事態でもございませうので、前の問題とも関連をいたしまして、一つ十分慎重な態度を考へたいと思つておるわけでございます。

○足鹿委員 それではその程度でしましませう。よく調査をして適当なときまたその結果に基づき当局の態度をこの委員会あるいはその他の場合において伺ふことになつてしまつて、あなたもよろしい。

これに関連をいたしまして振興局長にお尋ねをいたしますが、先ほどの答弁では、増産態勢を十分整えて善処するといふことなんです。その内容は言われてないと思つております。ビール麦といふものはなかなか作りにくい、反収もそう上がらない。四百円足らずの加算金では企業体の要求に基づいて増産態勢は私は困難だと思つて。いわんや、先年来ビール麦紛争の際にビール協会所属の会社が種麦を適期に配給をしないといふような容易ならぬ非合法の態度をとつたことは御案内の通りであります。種麦なるものは、御存じのよう

にA地からB地に一等麦を移して、それを種麦として配付しておるにすぎない。何も採種圃を設けて厳重な肥培管理によつてできた、精選された種子を種麦としてビール麦に使つておるのではない。普通にビール会社が栽培したものの中から、A地からB地に移すものであります。結局ビール会社のきめた、しかも普通に栽培したもの種麦として配給しておるにすぎない。これは国内の増産態勢といふものには非常に遺憾な点が今後出てくると思つてあります。その倒伏性の問題あるいは連作をきかう性質の問題等、もつとその品種の改良と改良された品種に基づく採種事業等について国が積極的な対策をとらない限りなかなか増産は思ふように進まない。従つて年々膨大な麦芽量を輸入しなければならなくなる。施設はすでにできております。従つて国産麦に依存するよりもむしろ外麦に依存をするという結果になつてきておる。裸、一般大麦等は減産はしておりますが、小麦、ビール麦等はやや増産の傾向をたどつておる今日、あなた方はもっと重点的に対策を講ずる必要が今まであつたのではなからうか。それは今さら返らぬことではあります。その事実にかんがみて今後どういふふうな対策を講じようとしておられるのか、その点をこの際はつきりしていただきたいと思つておるわけでありませう。

○齋藤(誠)政府委員 従来ビール原料用としての麦芽並びに原料麦の生産量も、全体の大麦の中からはいふまでも比較的割合が少なかつたわけでございます。そういうふうな経緯もありまして、ビール会社が種子については原麦種を用い、さらにそこからできたものを

を農家に契約栽培を通じて流しておるというふうな事情にあつたことは御指摘の通りであると思つております。しかしながら、最近におきますようにビール需要量がきわめて急速に伸びて参り、またそれに必要な原麦も相当量に上がつてくるような事態になりまして、その結果輸入量に待つというやうなことは、これは国内において生産が十分できるわけではございません。今後やつていかなければならない、こう考へて、方針としてはそういう措置をとつておるわけでございます。そこでだんだんに国内におきますビール原麦の増産が必要になつて参ります。また麦自身についてもいろいろ問題があるわけでございますので、農林省といたしましては従来会社の種子配給にまかすという方法から、この際政府としても農林省としてももつと強力に出るべきではないか、こういう考へ方を持つてはおるわけでございます。そこで三十六年度予算におきましても、栃木県の試験場あるいは鳥取県の試験場におきましては、特に東と西を代表いたしましてビール用麦の指定試験を行なうということにいたしましたわけでございます。今後におきましても、やはり種子の面におきましては各県の試験場もあるわけでございますから、そういうところで原種圃くらいは作り、また採種組織につきましても、一応麦についての採種組織の助成もいたしておるわけでありませう。問題はそれに合うやうな指導体制をだんだんに作り上げていくということが一番必要であらう、かように考へておるわけでございます。またそれに相呼応い

たしましてビールの需要量の測定というものはなかなかむずかしいことでございませうけれども、前広に、生産の目標というものは農家の方に来年度の作付前において示して、どのくらい必要量があるのだからというように、この指導に参る必要があるというところで、せっかく今振興局の中におきましても対策を検討いたしておる次第でございませう。

○足鹿委員 一方においては、麦の減反問題が起きました。食糧庁長官あるいは振興局長をもって事実上半強制的とも思われるような減反が指導されてきた。三十六年度予算には三十億の予算を計上し、転換については反当二千五百円の転換奨励金を支出するということがきめられておりまして、たまたま特別措置法が流れたことを理由にして、その転換奨励金が宙に浮いた姿になって年度末になってもそのまま放任されておる。従来政府が指導してきたその内容を見ますと、麦の転換奨励金を出す、もし遺憾な点があると転換奨励金は戻させるかもしれないというふうな意味の通牒を法律制定以前からあなたの方が出しておる。その資料はたくさんありますけれども繁雑でありますから避けますが、たまたまその法律が流れた、こういう事情にある。法律が流れたから転換奨励金は出さぬのだ、あるいは流れておる、こういう事情のようであります。大蔵省当局もおいでになっておるようでありまして、従来の政府の指導方針というものは、転換奨励金を出すという前提に立って次官通牒、食糧庁長官、振興局長通牒等がずっと出てきておるのです。ですから法律が流れたからということでは理

由にならぬと思うのです。農家はそれを信じて減反をし、そして小麦ビール麦、その他の作物に転換をしておるのではありません。ですからこれを打ち切るということになりまして、重大な背信行為であり、そのことは農民の政治に対する不信感にもつながり、今いかに振興局長が申されましても、必要なものの増産態勢を進めていく上においてもなかなか支障になるうかと思ひます。この点は機械的に考えるのではなくして、ほんとうに農民の気持ちよく取り扱って善処すべきものだと思ひます。この点について大蔵省の担当者としての相沢主計官等の考え方ともこの際明らかにしておきたいと思ひます。

麦の措置法が流れたのは、あれは食糧法の規定に基づくところの無制限買い上げを制限したり、あるいは価格決定についてもその規定を打ち消すような面がありましたので、これは当委員会としては、皆さんが通過せしめ得ざるものとして流れたものでありまして、それは国会の意思でありまして、それは麦の転換奨励金を出すという立場でこれが審議されたものではないと心得ます。にもかかわらず、現在のままではまことに困ります。のみならず、国産大豆、菜種の保護措置としても、あとで伺いますが、法律によらないときから——三十五年産の大豆、あるいは三十六年産菜種等についても、法律によらざるどころの行政措置によって交付金等が支払われておる実績もあるであります。にもかかわらず国産麦を奨励し、必要な小麦、ビール麦等の増産をはかっていかなければならないこの段階において、法

律が流れたから奨励金を打ち切るといふことは、いかような立場から考えましても農民は納得いたしませんし、一般国民も納得がつかないと思ひます。なるほど国の財政をあずかる立場の大蔵省とされましては、法律によるんだという一応の建前をとられるということも、その立場においてはあり得ると思ひますが、従来の経過から見て私はそれは妥当でない、かように思ひます。ありまして、現在、三月ももうすでに半ばを過ぎんとする今日、この問題をどう処理されようとしておりますか、食糧庁長官なり大蔵省当局の見解を明らかにしていただきたいと思います。

○大澤(勲)政府委員 足鹿先生のおっしゃることよくわかりますけれども、先般私からもお答え申し上げたと思ひますが、あの麦の法律は食糧管理法で言っております無制限買い入れあるいは価格のきめ方というふうな点をも含めて麦の転換奨励金を出す場合の一つの体系としてああいう法律の御審議を願ったわけでありまして、それだけを切り離して転換奨励金を出すというふうなことは、法律が流れたという現状はとりにくいと思ひます。またああいう措置が一貫してとられないで転換奨励金だけ出すというふうなことであれば、むしろ転換奨励金によってその効果が確保されるというふうなことも問題がありますし、事態が今おっしゃったような経過でございまして、三十三億の予算がせつかく組んでありますけれども、私どもとしましては最初考えたような使い方をすることはできないというふうに考えております。

○相沢説明員 大蔵省としてもたいては長官から御説明になりましたのと同じ考えでございませう。

○足鹿委員 昭和三十五年十月の食糧庁長官及び三十六年八月の農林次官名による通達また振興局長名による通達等について考えてみますと、行政指導でもって麦の減反をあなたの方におやりになった。その背後には反当二千五百円の奨励金を交付するということをおあわせてこれらの通達は出されておるのではありません。従つて、三十六年八月には閣議においても了解をされております。そういう前提に立ってやつておきながら、麦措置法が流れた、それを理由として、昭和三十九年において二十六万町歩を減反をするという目的のものが、すでに三十七年度では完全にあなたの方の目的を達成する減反実績が上がりつつある。見方によつては三十六年度まきつけのものでももうすでに目的を達成しておるといふ実績が上がつておるではありませんか。あなたの方がいかに考えられましても、あの麦の暫定措置法には決して転換奨励金をこの法律に基づいて交付するものであるということはどうたてておりません。どこにそういうことが書いてありますか。あの法律の目的とすると四条に基づくものを打ち消すための主たる目的がそこにあつた。法律々々と言われましても、どこにも書いてないじゃありませんか。あなたの方の行政指導によってすでにスタートをし、その指導をしておられるではありませんか。常識的に考えられて、今両者から御答弁になったことは、この委員会を通じて全国の農民は聞いております

が、そういうわずか三十億の金をそういう理由にならぬ理由をもつてこれを返還あるいは打ち切るといふようなことは、口に麦の増産態勢を一方において作ると言ひながら、農民を欺くものといわれても弁明の余地は私はないと思ひます。これはさらにあなたの方の御答弁を求めますが、重要な問題でありますので、農林大臣あるいは大蔵大臣の御出席を求めて私はこの問題を明らかにしていきたいと思ひます。法律のどこにもそういう条文はございませう。にもかかわらず法律が流れたから、こういうことは私は理由にならぬと思ひます。法律を作る前からあなたの方の行政指導でちゃんと通牒にもうたつて、その取り扱ひの上においても、もし間違つたことをやつた場合には奨励金の返還を求める場合もあり得るといふような事項を記載して、そして各都道府県当局に対し、あるいは農業団体に対して転換の協力を求めておられる事実がある。どう考えてみてもこれは立場の相違ではなくして、あなたの方のとおられる措置が正しくないと思ひます。私は決して無理な追及をしておるとは思ひません。御一考になつて、この問題に対して事務担当者として善処される御意思があるかないか、重ねてお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。

○大澤(勲)政府委員 重ねてのお尋ねでございませうけれども、私ども現段階としては、先ほどお答え申し上げたやうなことに尽きると思ひます。

○相沢説明員 同じ考え方でありませう。

○足鹿委員 先ほど申し上げましたように、この問題は重要な問題であります

最後に、大豆の輸入自由化に伴う国産大豆、菜種の保護対策であります。これはしばしば当委員会なり予算の分科会等において論議がされ、政府においてもいろいろと検討されておるやに

聞いておるのでありますが、三月八日

を一つの概観として、三十五年産大豆、三十六年産大豆については交付金を交付する、こういうことに農林省の態度がきまり、具体的な措置が講じられたと伝え聞いております。しかるところ、いまだに交付される気配がない。その原因は一体どこにあるのでありませうか。その原因があるならば、遅滞なく排除して、まず三十五、六年大豆、菜種の問題だけにしぼってでも始末する、これを促進する責任があるのかと思ひますが、その後どうなっておりますか。

○大澤(融)政府委員 三十五年産大豆あるいは三十六年産大豆の交付金がまだ処置がついてないということは、私もよく承知しております。一両日中には詰め上げたい、こういうふうに考えておりますが、何せ最初のことでもありますので、農林省側でいましては、いろいろ問題がございます。たとえば、販売数量がどのくらい、集荷数量がどのくらいであるという数字についていまだに集計がむずかしいというふうな問題もございまして、なおもう少し技術的な問題を詰めて、一両日中に解決をはかりたい、そこまできております。ほんとうに今まで延びておることは私も非常に残念だと思ひておりますけれども、最初のことでもあり、またいろいろなお今後も続く問題でありますので、問題を詰めて、きちんとした形で実行をしていきたい、

こう思っております。

○足鹿委員 一両日中に解決したいというお話でありますので、けつこうであります。その解決される内容はどのようなものでありますか。

○大澤(融)政府委員 内容はいろいろのものかといふことですが、どういふ点についてのお尋ねかと思ひますが、先般きめられたような、たとえば三十五年産大豆については、農家の手取り平均が三千二百円になるようにということと固めておるわけであります。

○足鹿委員 手取り平均と申しますが、手取り平均とおっしゃったようですが……

○大澤(融)政府委員 農家が出荷いたしましたものの手取り平均額が三千二百円になるように処置をするわけでございします。

○足鹿委員 等級、銘柄の基準に基づくものが三千二百円というのではないのですか。全農家が販売したもののが平均ですか。

○大澤(融)政府委員 さようでございします。

○足鹿委員 それはどうも私も納得がいけない点があるのですが、その問題と関連して、まず相沢主計官にお尋ねをいたしたいのでありますが、大蔵省も、今の食糧庁長官の御答弁についてよく打ち合わせをされて、同意をなさって、一両日中に片をつける、こういう態度と理解してよろしいのでありますか。

○相沢説明員 今長官の言われました農家の手取り一俵三千二百円になるようにという、そういうのはっきりした形では別に打ち合わせておりま

せん。

○足鹿委員 われわれの伝え聞いておるところによりますと、どうもその間に話がついておらない、むしろ大蔵省は反対の立場をとっておられるように聞いておる。それは支持価格の性格を持つものではない、こういう趣旨が含まれておるやに聞いておりますが、その解釈は別として、すでに通牒も出て、今日まで遅延されておるわけでありませう。三十五年産大豆、三十六年産の菜種がいまだに片がつかぬというところは、これは大きな政府の責任問題だと思ひます。食糧庁長官は、今相沢さんが言われたような御答弁でも、ここで御説明になった、一両日中に始末をつけるという確信のほどをお示しになったわけでありませうが、大丈夫ですか。

○大澤(融)政府委員 今日まで延びておることでもございしますので、一両日中に解決をつけたい、こういうふうに思っております。

○足鹿委員 それではその点はそれといたしまして、大蔵省がちやうちよさ

れておる、まあ言いかえれば、反対をしておられると伝えられておるのであります。その理由はどのようなことな

○相沢説明員 三十五年産の大豆に対する交付金の決定が、何分大豆、菜種に存じておりますが、何分大豆、菜種の交付金法案ができて、最初の交付金の事例になるわけでありませう。それで、いろいろと技術的な問題について、この際、できるだけ適確に詰めておきませうと、今後問題になるか

と思ひまして、そういった点の調整を食糧庁との間にやっておるわけでありませう。それから、なお、全販が大豆を売り切りましたのは昨年の八月で、一応の計算がまとまりましたのは十二月、それからことしに入りまして、まあ食糧庁との間に折衝があったわけでありませう。これは全販の事務的な能力という点も問題があるのかとも思ひますが、実際に支出した経費の実績、そういうものが実はまだつい最近に至りまして全販から提出がない、きょうその正確な数字を持つてくるといふようなことになっておる。そういう面も交付金の決定が、おくれ

る理由になっておる。そこで、食糧庁との間の意見の相違は、結局、その一俵三千二百円というものが、規格で言いますと、その一俵がその二俵かという点、その他若干の細かい点もございしますが、大体そういったようなこととございします。

○足鹿委員 そうしますと、全く事務的な点で検討しておるというふうに私は聞きました。その通りですね。

○相沢説明員 そうでございします。

○足鹿委員 私も聞くとどうも言いますと、昨日申請書と云うか何と云うか、書類は出ておるそうですね。出したというのです。食糧庁、受け取っておるのですか。

○大澤(融)政府委員 私、確認しておりませうけれども、着いておるのだと思ひます。

○足鹿委員 そうすると、相沢さん、手続は済んでおるのじゃないですか。さつさと始末をおつけになつてよろしいのじゃないですか。

○大澤(融)政府委員 相沢主計官が言われたように、その中の数字が技術的に問題にしなければならぬ、こういう意味だと思ひます。

○相沢説明員 申請書が届いたとおっしゃるの、全販から食糧庁の方に書きたるのだと思ひますが、それがきょう着いておるはずなのであります。

○足鹿委員 まあとにかく手続は終わつておる。だから、早急に御解決なさる御意思のようでありませうから、きょうはもう時間もありませんし、この程度で打ち切りたいと思ひますが、次の機会に私は、大蔵、農林両大臣に、この問題に関連をいたしまして、法解釈、特に価格関係を伴う七つないし八つの――たゞご専断法に定められた案はたゞこの収納価格等の問題を含めまして、七つないし八つあるのです。この問題についてとくと伺つておきたいことがございします。ただいまの食糧庁長官なり相沢さんの御答弁では納得のいたした基本的な問題があるというところを申し上げておきます。決してこれで納得をするものでないといふことを申し上げておきます。次の機会にさらに十分――これは選択的拡大の問題とも関連をなし、他産業と農業との格差解消の問題にもつながる所得確保の問題、それは価格問題に結局その中心があるわけでありまして、これらの一連の問題につきましては、国務大臣の立場においてその所信を求め、法律に対するとおるの態度等もた

だしたいと思つておる。きょうはこの程度で質疑を打ち切つておきます。

○大澤(融)政府委員 相沢主計官が言

○丹羽(兵)委員長代理 次会は来たる三月二十日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

〔参照〕

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年三月二十三日印刷

昭和三十七年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局